

中谷 寛也先生 御中  
Fax:03-6273-0013

2010・12・2

唐突ですが、先生が代理人をされている さいたま地裁 891 号事件に関わる事柄で私の意見をお伝えさせて戴きます。

私は 15 年前の虚偽告訴事件(名誉毀損罪)は再審請求事件でなく非常上告事件であると主張し続けています、長年の二十件にも及ぶ民事の訴訟沙汰から、法曹犯罪被害者の相談を受けることが稀にあります。

その中に、燃やせ・殺せの被害者ホームレス この壺井隆作からの支援要請を受けました、しかし被害事実や論旨が漠然として、思考能力に問題ある被害妄想のクレーマーかと思いましたが、橋下暮らしの困窮の中で、公権力を相手に闘うという彼の主張を支援すべく私の Hp に彼のいう事件概要をアップしました。

ところが猛烈な抗議を受け消去、この有様に更に疑念が生じてきました、彼のいう問題とは事件での示談の記述です、更に支援要請とは、次回期で記者の振りをして傍聴して欲しい、この無礼や興味から本日に、さいたま地裁で訴訟記録を閲覧、驚愕すべき真相でした。

東京地裁と違い、さいたま地裁では記録のメモは禁止されています、被告女性の名はネット上で甚く誹謗中傷されており、壺井はストーカーの如き、彼女の私生活まで観察・個人情報流布しています。

被害者報道を貴貨として、鬼の首を獲ったような不遜傲慢な振る舞いには激しい憤りを覚えます。

被告の安藤佳南子さまには、反訴ないし反撃を進言した葉書を送りましたが、坪井がネットで一方的な罵倒を繰り返している中で、結審しては余りにも無念です。

また東洋大関係者が受けた誹謗中傷も、看過すべきではありません、先生への悪口雑言を真に受けた私はブログ仲間の”弁護士と闘う”に虚偽事実を伝え、壺井の巧みな虚言から信用毀損を被った方もいます。

文書のないところ事実なし であり彼の犯罪性はネットで訴訟資料を挙げて弾劾すべきです、安藤様には是非ともに、ご自身の糾弾ブログなど立ち上げて戴きたいものです、全面的にバックアップ・支援をさせて戴きます。

私の Hp は司法の崩壊、Fax 番号 042・634・9960 検索してください。